地域ケア会議

鹿児島市地域包括支援センター　谷山北

【計画】　　作成担当者：　宮内　泰明

開催日時		平成30年12月25日　14:00 ～ 16:10	開催場所	谷山北公民館
参加者		居宅介護支援事業所：17人、鹿児島県弁護士会：2人、地域包括支援センター職員：4人		
		総数　23 人		
内容	テーマ	高齢者の権利擁護、高齢者虐待についての理解を深め、意見交換することにより、介護支援専門員として取り組める予防方法について考える		
	目的	高齢者の権利擁護、高齢者虐待についての知識を深め、予防や対応におけるスキルアップを図り、地域の介護支援専門員としての実践力を高める。		
	概要	①「高齢者の権利擁護について（高齢者虐待防止法の目的を実現するために）」 講師：鹿児島県弁護士会　高齢者障害者支援委員会　弁護士　西選子様　伊藤俊介様 ②意見交換（これまでのケースを振り返って） ③グループワーク「私たちにできる高齢者虐待の予防とは？」		

【結果】

開催日時		平成30年12月25日　14:00 ～ 16:10	開催場所	谷山北公民館
参加者		居宅介護支援事業所：17人、鹿児島県弁護士会：2人、地域包括支援センター職員：4人		
		総数　23 人		
内容		＜検討内容＞ ①弁護士の西様より「高齢者の権利擁護」をテーマに、高齢者虐待防止法の目的等についてご講演いただいた。中でも「高齢者虐待防止法は、加害者と被害者をつくる法律ではなく、養護者をも支援することを目的とした法律である。」という説明が印象的であった。現在、当法人と市役所との間で高齢者虐待への対応マニュアルの見直しを協議しているが、改めて、再統合を目指した養護者支援のためには、包括だけではなく、あらゆる専門職種との協働が大切であることを痛感した。参加者からも普段「高齢者虐待防止法」を学ぶ機会がないため、弁護士からの講話がとても良い機会になったとの感想を伺った。 ②弁護士（２名）に対して、参加者がこれまで経験したケースを振り返りながら、法的見解や根拠について質問しながら、全体での意見交換を実施した。普段からケアマネジャーとして、様々なケース対応を行っているが、介護保険サービス利用料の滞納者への対応や、身寄りがいない利用者の緊急入院時のケアマネジャーの役割など、判断に迷うことも多いケースがあることを共有できた。ただし、現在の法律では解決できない事も多く、弁護士といえども個人の判断を強いられる場面も多々あるとのことであった。今回は時間の都合上、十分な意見交換はできなかったため、改めて弁護士との意見交換会を企画したい。 ③高齢者虐待の予防を推進するために、ケアマネジャーとしてできることをテーマに、グループワークを行った。高齢者虐待ケースを担当したことがあるケアマネジャーは役半数。経験のあるケアマネジャーの中にも、「本当にこれで良かったのだろうか？」と今でも思い返して悩むことがあることを伺った。逆に経験したことがないケアマネジャーも、経験者の事例を追体験することで、事例対応のイメージができたのでは？と思われる。 ＜成果＞ 今回、弁護士を招いて「高齢者の権利擁護」をテーマに地域ケア会議を開催したが、専門職による法律の解説については、とてもわかりやすく勉強になった。今回参加のあったケアマネジャーのうち、高齢者虐待ケースの対応経験者は約半数であった。未経験者も多いことを考えると、今回の地域ケア会議が後々重要な意義を持つことになるのでは？と思われる。 グループワークで出た意見としては、●家族支援の視点が重要。本人の意向を尊重することは当然として、家族との信頼関係を構築すべく、ケアマネジャーが積極的にアプローチすることで、介護負担が蓄積する前に相談に繋がるのでは？●同居者の娘や息子が精神疾患等が疑われるケースについて、ケアマネジャーが積極的に他の関係機関とも協働し世帯全体をマネジメントしていく視点も必要。●虐待防止の視点から、利用者や家族の経済状況を把握しておくことが重要。いざサービスを提案しても経済的理由から断られる場面が多い。などを確認した。		
今後の課題など		・グループワークで出た意見を踏まえて、次年度の事業計画を立てる必要がある。 ・参加者の約半数が高齢者虐待ケースをこれまで担当したことがない。未経験者が多いことを考えると、今回の地域ケア会議のような学びの場、意見交換の場の積み重ねが、地域のケアマネジャーのスキルアップに繋がると考えられる。		